

総務省地域社会 DX 推進パッケージ事業(自動運転レベル4検証タイプ)

質問と回答(Ver.2)

2025/3/11

番号	質問	回答
1	<p>遠隔監視室の設置および遠隔監視システムが必要であると認識しておりますが、ユースケースとして遠隔監視に関する提案を含まない場合、遠隔監視システムおよび遠隔監視員に関してはコンソーシアムの構成員からの再委託、外注は可能でしょうか。</p> <p>公募要領 5 頁 実証機関は、自動運転バスの運行状況等の遠隔監視が可能な設備を有する遠隔監視室を整備するものとし</p>	<p>遠隔監視システムに関する実証を含まない場合は、本質的な業務の再委託にあらず、可能なものと考えます。</p>
2	<p>別紙 1「自動運転の社会実証に関する協力協定書」はコンソーシアムの代表機関と地方自治体の二者の署名で問題ございませんでしょうか。</p>	<p>結構でございます。</p>
3	<p>公募要領p22 運行管理者の配置について、運行管理資格を有していない日本モビリティが自社の運転手を手配し、実証実験を実施する場合は、規則に定められている運行管理を実施することで運行管理者の配置を省略してよいでしょうか。</p>	<p>運行管理者の配置自体を省略することは契約書の規定よりできません。 なお、運行管理者は資格をもっていればその所属を問いません。外注・再委託などにより体制を整備してください。</p>
4	<p>別紙 2)業務統括責任者経歴書・業務責任者経歴書 別紙 3)情報管理経歴書 別紙 4)業務従事者名簿 への記載が必須となる事項をご教示ください。 例えば「学歴」や「職歴」の項目がございますが、記載が必須となりますでしょうか。</p>	<p>当社からの再委託を行うに際し、総務省の承認を得る際に利用する等、業務の履行適確性を確認する項目になりますので、原則としてすべての記載をお願いいたします。</p>
5	<p>「運行管理者」の選任についてですが、現在運行しているバス路線の運送事業者の運行管理者が本事業における運行管理も兼務する形で対応することは問題ないでしょうか。</p>	<p>運行管理者の所属は特に問いません。</p>
6	<p>実証機関の各構成員にて選出する業務責任者(サブプロジェクトマネージャー)、経理責任者、情報管理責任は兼任可能でしょうか。</p>	<p>定められた事務に支障がなければ、兼任いただいて結構です。</p>
7	<p>応募書類と提出方法に関して、別紙2~4については、貴社が提案毎に個別に発行するクラウド型ファイル送受信サービス(SECUREDELIVER)により、提案書本体と別に提出とありますが、弊社のセキュリティの都合上、弊社指定のクラウド型ファイル送受信サービス以外へのアップロードが不可となっています。弊社指定のクラウド型ファイル送受信サービスからの提出でも差し支えないでしょうか？</p>	<p>難しい場合、提案者側が利用可能なシステムでも、差し支えないものとしませんが、提出方法について事前に相談が必要です。また、事前にダミーファイルを活用し、疎通確認することが必要です。</p>

番号	質問	回答
8	<p>応募要領や経理処理等の考え方については R6 年度の質問回答の踏襲でよろしいのでしょうか。変更点があればご教示いただきたいです。</p> <p>(参考)  <a href="https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/jve8a400000019k-att/rcsad-info_qa_20240325.pdf">https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/jve8a400000019k-att/rcsad-info_qa_20240325.pdf</a></p>	<p>考え方は基本的に踏襲はしているものの、特に応募要領については、昨年度のものから一部変更があるところ、疑問点があれば、都度確認を頂ければ幸いです。当社と事業者様の紛争回避のため、ご協力を宜しくお願い申し上げます。</p>
9	<p>業務従事者一覧に記載の担当者が、事業の実施中に諸般の事情により変更が必要となる場合、担当者を変更することは可能でしょうか。</p>	<p>必要な事務手続きにより可能である。</p>
10	<p>3/3 の公募説明会の中で、再委託についてご説明を頂き、再委託として認められるケースとして、  ・仕様を具体的に指定した上でのプログラム作成(コーディング)の委託  とあったと認識しているのですが、商流と商流にかかる費用感について、教えてください。</p> <p>1. 商流  以下のケースの場合、商流は認められるのでしょうか？  ◇商流  弊社⇒委託⇒再委託  ◇商流概要  弊社より、仕様を指定し、委託先に遠隔監視用データ管理基盤の調達、プログラム作成、構築を委託し、委託先からは、再委託先に対して、プログラム作成を依頼する。</p> <p>2. 費用感  また、この際、費用感の規定はあるのでしょうか？  例えば、委託先より再委託先の金額が多くても認められるのでしょうか？  もし、認められる場合は、どの程度の価格差であれば認められるのでしょうか？</p>	<p>商流の態様(当社からみて再々委託以降)及び費用については、その内容に大きく依存すると思われるところ、一般論として回答することは難しいものと考えている。</p>
11	<p>人件費に関する質問です。  総務省「地域社会 DX 推進パッケージ事業」のうち「自動運転レベル4検証タイプ」  経理処理マニュアル(案)  上記資料の 13 ページにある【手法4】受託単価計算で検討するにあたり、  ①当該単価規程等が公表されていること  ②官公庁で当該単価の受託実績があること(官公庁と直接契約したものに限る。)  ③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、  のいずれかの条件を満たす必要があるとのことですが、ここで言う「官公庁」には各省庁管轄の独立行政法人や研究開発法人等の外郭団体も包含されるのかご教示ください。</p>	<p>官公庁とは、国家機関又は地方公共団体である。ご指摘のような独立行政法人や研究開発法人は含まないものと考えている。</p>

番号	質問	回答
12	<p>外注先は、実証機関協定書の締結対象に入らなくてもよい、との理解で相違ないでしょうか。</p> <p>(参考:提案書様式 5-(3)抜粋)</p>	<p>公募要領において「実証機関(実証機関を構成する全ての法人)は、実証の一部又は全部を他の法人等に再委託することは原則できないものとするため、実証機関において実証課題を完遂するのに必要な法人等を必ず全て含むこと。」と定めています。</p> <p>上記を原則として、外注を認める例としては、計測手法を具体的に指定した上での電波測定作業の委託、仕様を具体的に指定した上でのプログラム作成の委託、シンポジウム等の開催に係る集客・議事録作成等を想定しています。</p> <p>そうした、再委託・外注を検討している場合は、外注先を実証機関協定書の締結対象に入れないようにしてください。</p> <p>なお、本件は補助金・交付金のような助成的性格を有する事業ではなく、地方公共団体が実証機関として本業務の債務(調査研究の履行)を引き受ける実証機関の体制に入ったり、その外部に外注・再委託するといった形は、基本的に想定しておりません。実証機関協定書により、協力機関として、外部から支援することを想定しています。令和5年度補正予算による事業も、すべての地方公共団体が協力機関としての協力という形で本事業に参画頂いています。</p>
13	<p>コンソーシアムに自動運転サービス提供事業者は必須でしょうか？また、自動運転サービス提供事業者が複数存在する場合に、自動運転サービス提供事業者から自動運転サービス提供会社に外注を行うのは可能でしょうか。</p>	<p>公募要領において「実証機関(実証機関を構成する全ての法人)は、実証の一部又は全部を他の法人等に再委託することは原則できないものとするため、実証機関において実証課題を完遂するのに必要な法人等を必ず全て含むこと。」と定めています。</p> <p>自動運転サービス提供事業者への再委託・外注として考えられる委託の内容のうち、例えば、車両の管理委託、遠隔監視の実施は、実証のうち本質的な部分にはあならず、再委託禁止の範囲に入らないものと認識している。</p> <p>特に、周辺環境の検知情報を自動運転システムに伝達し、起点(検知)から終点(制御)までの車両制御を行うユースケースについては、その実証内容により、再委託・外注が可能か否か、実証をどのように実施するかの詳細を見なければ、ご質問の内容だけでは、一概に判断はできない。</p>

番号	質問	回答
14	<p>再委託・外注費の位置づけについて、本業務における企画立案・遂行管理等の業務のうちその本質的な部分、並びに、技術的検討等の実証・調査研究に係る本質的な部分の再委託は認めません。外注を認める例としては、仕様等を具体的に指定した上でのプログラムの作成の委託と記載がございますが、実証機関にて具体的に仕様を策定していれば認められる可能性はございますでしょうか。また株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性及び妥当性が認められた経費のみ対象としますと記載がございますが、どのようなプロセスになりますでしょうか？</p>	<p>(1)プログラムの仕様を定めた上での再委託・外注の可能性について 仕様等を具体的に指定した上でのプログラムの作成の委託とは、例えば、本実証を実施するうえでの技術的な検討等を実証機関内で尽くしたうえで、単純作業等をアウトソーシングする態様のものを想定している。履行確実性に係る予見性を高める観点から、応募の段階で実証機関内に取り込むことが望ましいものと考えます。</p> <p>(2)再委託等に係る当社との事前協議の態様について 主に以下の2点に係る確認を書面にて予め申請いただき、当社が承認したものが対象となります。</p> <p>①再委託先の適格性の確認 ・相手先、履行体制、業務従事者の適格性を示す資料、セキュリティ管理体制、情報保全の履行体制等</p> <p>②再委託内容の必要性・妥当性 ・再委託する業務の範囲、委託内容の具体(仕様書の添付による)、金額、当該委託先の選定理由</p>
15	<p>コンソーシアムへ自治体の参画は必須になりますでしょうか？また、自治体が保有する車両を実証機関が借りる場合には自治体はコンソーシアムに所属している必要はございますでしょうか？</p>	<p>地方公共団体を実証機関そのものに含む必要はないが、当社との直接的な契約関係にない協力機関として参画いただくとともに、別紙1「自動運転の実証に関する協力協定書」を信憑として、期限までに応募する必要があります。</p> <p>地方公共団体が保有する車両を本実証に活用するための経費は、本業務の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費として、計上可能なものと認識していますが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第七十九号)第七条第二項の規定による収益納付の対象になる可能性があるところ、取り扱いについて補助金等を交付した所管官庁に十分に確認ください(総務省及び当社は一切関知しません)。</p>
16	<p>実証機関において各構成員が横並び(代表機関と各構成員、もしくは各構成員間での受委託関係が無い体制)であれば、出資金は必須でないと考えてよろしいでしょうか。 また、【参考】〇〇〇実証機関協定書(例)の第9条～第11条は削除してもよろしいでしょうか。</p>	<p>第9条等の金銭出資規定は構成員間のトラブル回避のための念為規定の位置づけとして例を示したものであり、当該規定の変更・削除については、実証機関において判断いただいて差し支えありません。</p>

番号	質問	回答
17	<p>人件費の時間単価において【手法1】健保等級単価計算を適用する場合、「健保等級単価に基づく人件費が、事業者の負担した人件費を大幅に超える場合等は時間単価の調整が必要になります。」とありますが(経理処理マニュアル(案)P12)、具体的にどのような証憑をもって、時間単価の調整の判断をなされるのでしょうか。</p> <p>また、「健保等級証明書の証明は委託先の給与担当部署の責任者が行うものとし(令和5年度の証明を行う)」とありますが(経理処理マニュアル(案)P15)、標準報酬決定通知書等をシステム出力した様式でよろしいでしょうか。給与担当部署の責任者記名等は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務日誌により、月の稼働時間が大幅に法定労働時間を超える者がいる等の場合、状況に応じて確認しますが、通常そのような事態が発生することは想定していません。</p> <p>給与担当部署の責任者の記名によるエンドースでもって認定することを想定しており、原票そのものを提出いただくことは想定していません。</p> <p>なお、「健保等級証明書の証明は委託先の給与担当部署の責任者が行うものとし(令和5年度の証明を行う)」は、「健保等級証明書の証明は委託先の給与担当部署の責任者が行うものとし(令和6年度の証明を行う)」とします。</p>
18	<p>人件費の時間単価において【手法1】健保等級単価計算を適用する場合における質問です。</p> <p>本実証事業とは関係なく、弊社(A社)は、包括業務委託契約をグループ会社(B社)と締結しており、契約対象のB社の社員はA社の業務を実施しています。</p> <p>その場合、B社の社員の健保等級証明書はB社より発行されますが、A社側の人件費として見積をしてよろしいでしょうか。(本実証事業の実証機関の構成員にB社を追加する必要があるのでしょうか)</p>	<p>当該社員の単価は、A社の社員に係る単価計算と区分し、手法2により、B社に支払う実費を時間単価に割り戻すことにより算定することが考えられます。</p>
19	<p>人件費の時間単価において【手法1】健保等級単価計算を適用する場合における質問です。</p> <p>B社からの在籍出向でA社で働いている社員で、給与はB社から支払われている方がいます。</p> <p>その場合、B社の社員の健保等級証明書はB社より発行されますが、A社側の人件費として見積をしてよろしいでしょうか。(本実証事業の実証機関の構成員にB社を追加する必要があるのでしょうか)</p>	<p>あくまでもA社が負担した人件費相当額により、本事業の人件費を経理計上することになる。</p>
20	<p>一般管理率の算出について、「一般管理率の算出は、委託先の経理担当部署で行うものとし、経理責任者が記名の上、「一般管理費率計算書」として作成します。」とありますが(経理処理マニュアル(案)P30-31)、経理責任者の責務者については、弊社にて判断してもよろしいでしょうか。</p>	<p>貴社の規定によります。</p>
21	<p>【手法4】受託単価計算を適用する場合において、『②官公庁で当該単価の受託実績があること』の実績として総務省『課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証』(令和3年度～令和4年度)を利用してよろしいでしょうか。</p> <p>また、証憑資料(②官公庁で当該単価の受託実績があることが分かるもの)として想定されている資料がありましたら、教えていただけないでしょうか。</p>	<p>当該事業は当社の再委託にあたるため、②には該当しないものとする。</p> <p>ちなみに、②の場合は契約書の控え及び官公庁に提出した経理発生状況調書の控えなど、階層別単価や当該単価が一般管理費を含むか否か等が明確に確認できるものを想定している。</p>



番号	質問	回答
22	実証時に形成するコンソーシアム内に、別途組合を形成している団体が組合として参画することは可能でしょうか？	公募要領に掲げる応募者の資格要件を満たしている限り、可能と考える。例えば、いずれの構成員も法人格を有する機関等であることを要するので注意すること。
23	提案書における「実施場所」の記載ですが、構成員すべての記載が必要でしょうか。	すべての記載を要します。
24	業務委託(請負)契約書について下記ご質問になります。 第2条 成果物の納入 第2条で定める「成果物」の定義について、成果物の受入検査に関して仕様書等に適合しない場合は補修等を求められることとなっているが、実証検証という性質上、作業の前提となる仕様書(求められている成果物の中身およびその合格基準)が契約時点で存在しない認識です。つきまして、上記成果物の要件等が現時点で何らかし提示可能であればご教示いただけないでしょうか。また、FY24 実証は業務報告書が成果物でしたが、FY25 実証も同等のレベル感の業務報告書が成果物と理解してよろしいでしょうか。	成果物は成果報告書である。 当然ではあるが、仕様書の内容は <b>公募要領別添1</b> を中心に、本公募要領の内容を超えることはないものと想定している。
25	業務委託(請負)契約書について下記ご質問になります。 第3条 委託料の支払 第3項に秘密情報や個人情報等を甲の定める期限までに返却等行わない場合は返却等が行われるまで委託料の支払いを保留される旨の規定がありますが、第2条に基づき検収完了した場合であっても本項により支払いが保留される可能性がある認識です。 個人情報や秘密情報を貸与される予定はございますか。	予定していません。
26	業務委託(請負)契約書について下記ご質問になります。 第5条 報告及び調査 第2項、第3項につき、貴社および総務省が立入調査まで可能とされておりますが、実務上は事前通知がなされる想定で認識相違ないでしょうか。	事前通知なく貴社等に立ち入ることは通常生じないものとする。
27	業務委託(請負)契約書について下記ご質問になります。 第6条 知的財産権等 第5項 本契約の履行過程で生じた著作権およびノウハウが総務省に帰属するとしている点より、弊社等の事業が担保されない形となっていることを懸念しております。第6条第1項の「総務省が甲と協議の上、特定に指定するもの」の「指定するもの」とは具体的に何を想定しているでしょうか。	実証の態様に依存するため、現時点で具体的に明らかにすることは困難であるが、同条第9項に基づく手続を行っていただければ、 <b>通常</b> 何ら問題は生じないものと考えている。

番号	質問	回答
28	<p>業務委託(請負)契約書について下記ご質問になります。</p> <p>第 6 条 知的財産権等 第 9 項</p> <p>発明等に関する知的財産権を発明者等に帰属させることを希望する場合は第1号から第4号を遵守することが条件とされている点につき、第 9 項をもとに契約時点で弊社の諸権利については帰属を了承してもらえる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>少なくとも、同項第1号から第4号を遵守することを約する書面の提出が必要である。</p>
29	<p>業務委託(請負)契約書について下記ご質問になります。</p> <p>第 6 条 知的財産権等 第 10 項</p> <p>第三者の知的財産権に関する権利侵害については、性質上本来は保証できない(官公庁案件で受け入れるケースがあるが、あくまでも業務システムが対象)認識です。</p> <p>万が一、紛争が生じた場合、示談などせず対応権限を弊社サイドに委譲して頂く前提で認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務における成果物は成果報告書であるところ、例えば、オープンソースでない電子地図を許諾なく成果報告書に記載する、他の論文や報告書を剽窃するといった行為を行うことがない限り、特段問題は生じ得ないものとする。</p>
30	<p>業務委託(請負)契約書について下記ご質問になります。</p> <p>第 7 条 保証 第 2 項</p> <p>「不適合を知った時」というのが不明瞭でございますが、不適合の通知権利の消滅時効はございますか。</p>	<p>成果物たる成果報告書が契約通り、かつ、他の論文や報告書の剽窃や虚偽の記載といった不適切な行為を一切含まない形で作成・納入されれば、通常、同条第2項の規定による請求は行うことは、通常想定されない。</p>
31	<p>業務委託(請負)契約書について下記ご質問になります。</p> <p>第 17 条の 2 技術評価</p> <p>仕様書等に定める技術評価とはどのようなものでしょうか。</p> <p>また、第 2 項の甲による契約変更の際には、変更内容について事前に相談・協議の余地はあるでしょうか。</p>	<p>当該評価は当社のみで実施することではなく、公募要領 VII(2)1. に基づき、第三者を含む形で実施する。提案書とおりの実証が適切に行われる限り、第2項の規定による変更に至ることは、通常生じ得ないものと考えている。</p>
32	<p>地方公共団体を実証機関の構成員に含めること(代表機関とすることを含む。)は可能でしょうか</p>	<p>そもそも、本事業は補助金・交付金といった助成的性格のものではなく、通信システムの信頼性確保等の技術的な検討を主とする各種検証を委託(請負)により実施して頂く対価的性格による事業である。当社との委託契約契約に基づき、実証機関を構成する機関等は、当社に対して調査研究を完遂する債務を実証機関全体で負うことになるので、十分に注意されたい。また、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十五条をはじめとする服務関係の各種規定に背反する場合は生じるものと承知している。</p> <p>このため、本公募要領においては、実証機関(代表機関の場合を含む。)に地方公共団体を含むことは可能であるとは記載しているものの、実際のところ、地方公共団体の参画が適切な場合は、条例・規則に基づき、試験研究、調査研究を主たる任務とすることが明記された地方公共団体の機関(例えば、情報流通や産業技術に関する試験研究を実施する都道府県の機関)が参画するなど、ごく限られるものと考えている。</p> <p>なお、本事業に関する対外的な発表における地方公共団体の立ち位置は、実証機関の構成員として参画する場合も、協力機関としての参画に留まる場合でも、原則として同一になるものと理解している。</p>

番号	質問	回答
33	提案書に画像を記載する際、素材として Google Map や Web 上にある画像を参照元を載せる前提で、参考として使用してよろしいでしょうか？	許諾されたもの(許諾が一切不要とされているものを含む。)に限られる。少なくとも Google Map の商用利用は許諾が必要と承知しており、当該許諾を得てから利用することが大前提であると考えている。